

『法華文化研究』編集査読規定

（設置）

第一条 法華経文化研究所に、『法華文化研究』編集査読委員会（以下「編集査読委員会」とする）を設置する。

（目的）

第二条 編集査読委員会は、研究論文原稿を査読することによって、『法華文化研究』誌の学術的価値の向上を計ることを目的とする。

（構成）

第三条 編集査読委員会は、所長を委員長とし、運営委員によって構成される。

（任務）

第四条 編集査読委員会は、提出原稿について適切と判断される委員に依頼して、当該論文を査読し、それが学術的価値があるか否かを判断して掲載を決定する。

（任期）

第五条 委員の任期は、立正大学法華経文化研究所規定第14条に定められた任期に準ずる。

（改廃）

第六条 この規定の改廃は、運営委員会の議を経て、所長が決定する。

附則

この内容は、平成22年12月1日から施行する。